

郵便事業株式会社の国際物流業務についての意見

平成20年11月10日

社団法人航空貨物運送協会

I 郵便事業株式会社の国際物流業務について厳格な監視をお願いしたい。

先般郵便事業株式会社に対し国際物流業務が認められたが、今後の同社による国際物流業務の展開に当たっては、貴委員会から提出された意見が確実に遵守されるよう、また、民間事業者とのイコールフットィングが確保されるよう、厳格な監視を行っていただきたい。

Ⅱ EMSは、民間の国際物流事業と完全に競合しており、郵便事業から除外していただきたい。

現在郵便事業株式会社が郵便事業として行っているEMSは、実態として民間の国際物流事業と完全に競合しており、同社の国際物流業務としてとらえられるべきものである。

EMSは、高付加価値を追求する特別なサービスで、民間の国際物流事業と完全に競合し民間において十分な代替サービスを提供できる実態にあるものであり、また、条約上、法令上も郵便事業として行わなければならない理由はないものであるから、郵政民営化の趣旨を貫徹し、公正な競争の促進による国民の利便性の向上を図るため、速やかに郵便事業から除外していただきたい。

理由 1

EMSは、書類・物品用の「郵便急送業務」として高付加価値を追及する特別なサービスとして提供されているものであり、また、民間の国際物流事業と完全に競合し民間において十分な代替サービスを提供できる実態にあるものであるから、ユニバーサルサービスとして郵便事業で行わなければならないものではない。

(説明)

- ・ EMSは、主として企業向けにスピードを重視した高付加価値を追及する特別なサービスとして展開されているものであり、万国郵便条約において締約国に提供義務が課されている通常郵便物や小包郵便（20kg以下）とは基本的な性格を異にするものである。
- ・ 郵政民営化の主要な趣旨の一つは、郵便事業株式会社が郵便事業として行う事業については民間事業が行うことが困難な事業(民間に委ねることが不可能なもの)に限定することにある。

EMSに相当するサービスについては、民間の国際物流事業と完全に競合し民間において十分な代替サービスを提供できる実態にあるから、郵便事業として行わなければならない理由はない。

- ・ 国内の小包については、同様の趣旨等から、すでに郵便事業の範囲から除外されている。

理由2

EMSは、万国郵便条約において、締約国に提供が義務付けられた通常郵便物や小包郵便(重量20kg以下)とは異なり、締約国の自主的な判断により提供できる任意の業務として規定されているに過ぎず(国際的には、同条約上も各国の実態上もユニバーサルサービスとはとらえられていない。)、また、同条約を受けて我が国の郵便業務の範囲を定めるべき郵便法においても、EMSを郵便事業として行うとの明確な根拠規定はない。

(説明)

- ・ 万国郵便条約上、締約国が国際郵便としてサービスを提供する義務を負っているのは通常郵便物、重量20kgまでの小包郵便物等に限られており、EMSを行うか否かは締約国の自主的な判断に委ねられている。
- ・ 海外主要諸国等においても、EMSを郵便事業として行っている例は極めて少ないものと考えられる。
- ・ 郵便法においてEMSについての特段の根拠規定がないにもかかわらず、EMSが郵便事業として営まれている。

(注) 総務省は、「ユニバーサルサービスの具体的な内容については、万国郵便条約においては、各国の定義に任されている(同条約第3条第2項)。従って、国際郵便におけるユニバーサルサービスは、郵便法第1条及び郵便法第11条により規定されていると解することができる。従来より、小包郵便物(国際)及びEMSについては、郵便法第1条に規定された「郵便」の1つ

として考えられている。」としているが（総務省「郵便におけるユニバーサルサービス確保の在り方等に関する調査研究会ワーキンググループ資料）、法的に明確な根拠は乏しいものと言わざるを得ない。

理由3

EMSは、民間の国際物流事業と完全に競合しているにもかかわらず、郵便事業として民間よりも圧倒的に有利な条件の下で展開されているので、EMSを郵便事業から除外し、民間とのイコールフットィングの下での公正な競争を促進し、国民の利便性の向上を図る必要がある。

(説明)

- ・ 現状においては、EMSは、郵便事業として、国や自治体から各種の優遇措置を受けており、また、必要に応じ他の郵便事業からの内部補助も受けることができることになっているなど、民間よりも圧倒的に有利な条件で営まれている。
- ・ この結果、民間事業者は、著しく不公正な競争条件の下でEMSと完全に競合する物流事業を展開せざるを得ない実状にあり、経営上大きな圧迫を受けている。
- ・ EMSについても、国内の小包同様、郵便事業から除外することにより、民間とのイコールフットィングの下での公正な競争を促進し国民の利便性の向上を図る必要がある。

(注) 総務省資料によれば、「荷物(小包)をユニバーサルサービス義務の対象から外すのは、民間とのイコールフットィングを確保した上で、民営化後の郵便事業株式会社の自由度を拡大し、また、公正な競争を更に促進することによって一層のサービス改善等が図られ、国民の利便性が向上する効果を期待したものである」とされている(「郵便におけるユニバーサルサービス確保の在り方等に関する調査研究会ワーキンググループ(第1回)」資料)。